

2. 基調講演概要

海浜と海浜植生の現状と保全 - 市民参加の海岸植物群落調査から -

(財)日本自然保護協会 開発法子

1. はじめに

日本の海岸の自然については、各地で海岸侵食や開発による劣化が指摘され、保全が求められているにも関わらず、保全策を検討するために必要な海岸の自然環境についての全国規模のデータが不足していた。現在、日本の海岸の自然は、どのような状況にあるのか。

日本自然保護協会では、海岸の自然環境保全をすすめるために、2004 - 2008 年に全国の砂浜を対象に市民による海岸植物群落調査を実施した。全国でボランティアで調査に参加してくれた人は、1232 人。37 道府県、1308 件の海岸の調査データを得ることができた。多くの市民の力により、わが国で初めて、全国の海岸のようすとそこに生育する植物群落の実態が明らかになった。

調査データはもちろんのこと、これだけ多くの市民が近くの海岸に出かけ、海岸の自然にふれあったことは、これからの保全への取り組みを考えたとき、大きな意味があったといえる。

この調査結果に基づき、植物群落からみた海岸の自然環境の現状と、海岸の生物多様性保全に向けた利用・管理のあり方、取り組みについてお話したい。

2. 植物群落レッドデータ・ブックが警告する海岸植物の危機

「植物群落レッドデータ・ブック」(1996)では、海岸植物群落の多くが危機に直面している実態が明らかになった。レッドデータ・ブックにリストアップされたもののうち約4割が保護・管理状態が悪く、5割近くの群落が早急な保護対策を必要としていた(日本自然保護協会 1998)。

海岸の植物群落

特に危機に瀕している植物群落	塩生湿地植物群落	海岸や海岸近くの河川沿いの塩湿地にみられる、1年草および多年草の草本が優占する植物群落
	海浜草本群落	ハマヒルガオ群落など海岸に成立する1年生および多年生の草本植物群落
危機に瀕している植物群落	マングローブ林	熱帯・亜熱帯の汽水域に発達する樹高 5m 前後の低木林。特殊な形の支持根や呼吸根を発達させるものが多く、また果実の中で発芽する胎生種子をもつものが多い
	海岸低木林	ウバメガシ群落やハマゴウ群落、ハマナス群落など海岸に成立する低木林
その他	亜熱帯海岸林	アダク群落やハスノハギリ群落など潮風の影響下に成立する群落。現存する自然林は、御嶽林あるいは防風・防潮保安林として残されてきたものが多い。
	隆起サンゴ礁低木林	アツバクコ群落やテンノウメ群落など。小笠原、沖縄、九州等から報告されている
	海草群落	アマモ群落やカワツルモ群落など浅い海中に生育する
	海岸崖地草本群落	コハマギク群落やハチジョウススキ群落など海岸沿いの崖地に成立する草本植物群落。海側は開水面に、陸側は森林や草地に接していることが多い
	隆起サンゴ礁草本群落	コウライシバ群落やイソマツ群落など海岸近くの隆起サンゴ礁の露岩上に特有に発達する植物群落

3. 日本の砂浜の現状 【植物群落からみた海岸白書】参照

- ・砂浜に特有の海岸植物の生育状況については、5種以下の海岸が44%で10種以上は1割に満たなかった
- ・砂浜の約9割に堅牢な人工物が設置されていた
- ・海岸の植物群落に悪影響を与えているインパクトで多いのは「自然災害」「人の立ち入り」「水際開発」「汚染物質の投機・排出」だった
- ・全国の砂浜に外来種が生育していることが確認された。主なものは、オニハマダイコン、コマツヨイグサ、アメリカネナシカズラ、アツバキミガヨラン、オオハマガヤ等だった
- ・海岸植物群落に対する保護対策については、具体的な保護対策は特にとられていない浜がもっとも多く54%、次いで、定期的な清掃活動15%、立ち入り規制がなされているのは7%だった
- ・保護地域の指定状況については、国立・国定公園、都道府県立自然公園が57%含まれていたが、保護地域であっても何らかの人工物がある海岸が80%以上あり、保護地域にはなっていないが、有効な保護対策がとられているところはたいへん少なかった

4. 海岸の生物多様性保全

海岸の生物多様性、自然環境保全をめぐることは、1999年の海岸法の改正のほか、2007年に海洋基本法が成立し、第三次生物多様性国家戦略が閣議決定され、各省庁連携のもと沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全政策を進めることがうたわれている（「2010年には生物多様性国家戦略2010」として「生物多様性基本法」（2008）のもとCOP10への取組を視野に改訂）。

国際的には、生物多様性条約の第4回締約国会議（1998）で、海岸及び沿岸の生物多様性に関する作業計画を採択、第7回会議（2004）では、海洋保護区ネットワークを2012年までに設立するとしている。

今年は、日本で生物多様性条約第10回締約国会議が開催され、日本は議長国として海岸の生物多様性保全を大きく前進させることが求められている。

海岸の生物多様性保全をすすめるためには、科学的モニタリング調査に基づき海岸の自然環境と生物多様性の現況を把握することが不可欠である。そして保全策を策定するにあたっては、防護との調和を図りつつ、海岸特有の環境を維持することが重要となる。それには海岸だけで考えるのではなく、海 - 沿岸 - 海岸 - 河川 - 内陸という生態系のつながりを確保する中で捉え、統合的な海岸管理を検討する必要がある。

海岸のモニタリングにあたっては、専門的な調査のほか市民参加が欠かせない。市民参加モニタリングは、地域レベルできめ細かく海岸の状況を把握することができるだけでなく、市民の目で地域の海岸を監視することになる。これは、人の立ち入りや車の乗り入れ、ゴミの投棄など海岸植物群落への直接的なインパクトを低減させることにもつながる。

日本人の原風景である海岸の景観や人々が海の自然と触れ合うなど地域らしい海岸利用のあり方を考える際にも市民参加は不可欠である。

海岸植物群落保全のための10の提言

自然の海岸の保全と復元について

- 1 現存する自然の砂浜は保護地域として早急に保全策を講じる
- 2 各地に基準となる自然状態の海岸を復活させる
- 3 クロマツ保安林を見直し、砂浜の復元を図る
- 4 外来種の侵入や定着を防ぐ

砂浜への人工物建設のあり方について

- 5 堤防はこれ以上造らない。必要な場合はできるだけ内陸側に造る
- 6 侵食防止は、安易に堅牢な人工物を建設せず、原因を追究し、原因を排除する観点で対策を講じる
- 7 人工物が海岸植物群落に与える影響についての科学的調査と検証を行なう

海岸の利用、管理のあり方について

- 8 NGO、市民参加の海岸保全・管理計画を策定し、海岸管理を行なう
 - 9 海岸保全・管理に係る委員会、検討の場に生態学、環境社会学等の参画を得る
- 海岸の自然環境モニタリング調査の必要性
- 10 国の施策として、海岸の自然環境モニタリング調査を実施する

生物多様性条約COP10

条約の3つの目的

- ・生物多様性の保全
- ・持続から得られる利益の公正、公平可能な利用
- ・遺伝子資源な配分



新戦略計画

2020年までの5つの目標

- A 生物多様性損失の根本原因へ対処する
- B 持続可能な利用を促進する
- C 遺伝子、種、生態系の保全による生物多様性の状況の改善
- D 生物多様性・生態系サービスからの全ての人への恩恵を強化する
- E 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する

